



福井労働局発表  
平成27年1月26日

担 当	福井労働局労働基準部賃金室 室長 足利 正宏 室長補佐 川口 国雄 電話 0776-22-2691 FAX 0776-21-6646
--------	--

## 福井県衣服製造業最低工賃改正決定の諮問について

福井労働局（局長 加藤 滋穂）は、1月22日に、福井地方労働審議会（会長 南保 勝）に対し、「福井県衣服製造業最低工賃」の改正決定について諮問を行った。

福井県衣服製造業最低工賃の改正にあたっては、今後、同審議会のもとに専門部会を設置し、具体的な審議が行われることになる。

家内労働法第10条では、「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。」とされている。

最低工賃は、2～3年ごとに改正の必要性について福井地方労働審議会家内労働部会の意見を求め、その意見等を踏まえて改正の必要性を判断しており、直近の福井県衣服製造業最低工賃の改正決定は平成22年に行っている。（平成22年6月1日効力発効）

現在効力を有する福井県衣服製造業最低工賃は、別紙のとおり。

## 福井県衣服製造業最低工賃（効力発生の日 平成22年6月1日）

### I 適用される家内労働者、及び委託者の範囲

福井県の区域内で婦人服製造業、スポーツ服製造業又は下着製造業に係る業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者

### II 最低工賃額

次に掲げる品目及び工程区分に応じ金額欄に掲げる金額

#### 1 婦人服製造業

品目	工程	規格	金額
スカート 又は スラックス	糸くず取り		1枚につき 17円
	かぎホック付け		1組につき 28円
	糸ループ付け	手編みに限る	1枚につき 20円
	スナップ付け		1組につき 21円
	ボタン付け	根巻きに限る	1個につき 11円
	×印しつけ止め		1か所につき 6円

#### 2 スポーツ服製造業

品目	工程	規格	金額
トレーニング シャツ	糸くず取り		1枚につき 13円
	オープンファスナー 付け	ステッチ入れを含む	1枚につき 78円
トレーニング パンツ	糸くず取り		1枚につき 11円
	腰ひも通し	両端結びを含む	1枚につき 7円
	ファスナー付け		1枚につき 48円

#### 3 下着製造業

品目	工程	規格	金額
スリッパ	カットワーク	上下2か所以上カットワークするもの	1枚につき 20円
	糸くず取り	18か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 13円
スリーマー	糸くず取り	11か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 9円
ショーツ	糸くず取り	9か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 8円